標柱四号から六二度一六秒
四九・八五七メートルの地点　五号
標柱五号から一六二度九分二一秒
三八三・五七八メートルの地点　六号
標柱六号から一五一度五一分五九秒
二二七・九三一メートルの地点　七号
標柱七号から一八七度四分五二秒
五九・一四四メートルの地点　八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
国兼川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県庄原市山内町字正着三八八番一地先
四等三角点丹部橋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第二百十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から二八一度四四分五三秒
一一六八・四三七メートルの地点　一号
標柱一号から二一三度一九分四四秒
三八・四五四メートルの地点　二号
標柱二号から二六一度四八分一秒
五〇・一〇二メートルの地点　三号
標柱三号から二九五度五九分二六秒
五三・五三四メートルの地点　四号
標柱四号から八七度四二分二三秒
六三・三二九メートルの地点　五号
標柱五号から一三度五二分三六秒
二三・一一七メートルの地点　六号
標柱六号から八〇度二〇分五三秒
四二・四五七メートルの地点　七号

○国土交通省告示第千百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1213	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）豊橋花田町共同住宅」の構造方法に応じて評価する方法	一―四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	中部ガス不動産株式会社	愛知県豊橋市広小路三丁目91番地	平成25年11月14日
1214	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「静岡駅前南町10地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	一―四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	静岡駅前南町10地区市街地再開発組合	静岡県静岡市駿河区南町10番6号村上駅南ビル5階	平成25年11月14日
1215	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	一―四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	立川駅北口西地区市街地再開発組合	東京都立川市曙町1丁目12番22号	平成25年11月14日

○観光庁告示第十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービーサポートプラザ（登録研修機関第三十四号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十七日

観光庁長官　久保　成人

一　登録研修機関の住所の変更

変更前	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目一番二十五号
変更後	大阪府大阪市中央区瓦町一丁目七番七号

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目一番二十五号
変更後	大阪府大阪市中央区瓦町一丁目七番七号

三　変更の年月日　平成二十五年十一月十一日

○関東地方整備局告示第四百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

別表の指定番号二の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東京都豊島区南大塚三丁目三十七番五号」を「イ　東京本店　東京都豊島区南大塚三丁目三十七番五号　ロ　西東京出張所　東京都西東京市東伏見四丁目六番十五号」に改める。

○近畿地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
姫路市安富町安志字龍宮一〇四七番一から同市安富町安志字龍宮一〇五五番四まで	前	一二・二〇～一五・四〇メートル
	後	一二・八〇～一五・四〇メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	姫路市安富町安志字龍宮一〇四七番一から同市安富町安志字龍宮一〇五五番四まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十七日